

阿賀野市選挙管理委員会告示第 31 号

令和6年4月21日執行予定の阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、投票用紙及び投票用封筒を郵便をもって発送する場合、その発送を開始する日は、令和6年4月12日とした。

令和6年4月3日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英